

平成22年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成22年8月5日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所議会棟3階 第2委員会室

3 出席委員

被保険者代表	福田 智恵	委員	金沢 力	委員	鹿野 順子	委員
	加藤 一克	委員	篠崎 文子	委員		
保険医・	稻野 秀孝	委員	中澤 堅次	委員	齋藤 公司	委員
保険薬剤師代表	菊池 進一	委員	小林 豊	委員	菊地 善郎	委員
	廣田 孝之	委員				
公益代表	五月女 伸夫	委員	半貫 光芳	委員	阿久津 善一	委員
	井澤 清久	委員	江連 晴夫	委員		
被用者保険代表	野中 貞明	委員	直井 茂	委員		

(以上19名)

4 欠席委員

被保険者代表	岡本 芳明	委員	井上 尉央	委員
公益代表	阿久津 均	委員	山口 裕	委員
被用者保険代表	手塚 寛文	委員		

(以上5名)

5 出席職員

保健福祉部長	桜井 鉄也	保健福祉部次長	半田 秀一
保健福祉総務課総務担当主幹	川俣 浩		
保険年金課長	水沼 行博	保険年金課長補佐	長谷部 敬
管理グループ係長	野沢 努	国保給付グループ係長	黒須 正宏

国保税グループ係長 鈴木 信晴 収納グループ係長 大野 益男

滞納整理グループ係長 佐藤 雅俊 管理グループ総括主査 吉井 貴久

6 会議録署名人 福田 智恵 委員 稲野 秀孝 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 議案第1号

- ・宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について

(2) 報告事項

- ・報告第1号 平成21年度 国民健康保険特別会計の決算状況について

- ・報告第2号 平成22年度 国民健康保険税の賦課状況について

- ・報告第3号 「宇都宮市国保経営改革プラン」及び「国保アクションプラン22」について

(開会 午後3時)

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、平成22年度第1回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

それでは、この度7名の委員の方が変わりましたので、改めて委員の皆様をご紹介申し上げます。会議次第をお聞きいただきたいと思います。

まず、被保険者を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

続きまして、公益を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方を紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、事務局職員を自己紹介させていただきます。

(職員自己紹介)

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日は、去る5月31日に金子会長が辞職したことに伴いまして、現在会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、会長職務代理者であります、江連委員に仮議長をお願いいたします。

【仮議長】 それでは、私が会長選出までの間、議長の役を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、定足数について事務局から報告お願いします。

【事務局】 報告いたします。本協議会の定足数は、24名であります、本日出席されております委員は19名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

【仮議長】 次に、議決事項の「議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長の選出について」であります、選出方法について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ご説明いたします。お手元の資料の1ページをご覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条によりまして無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができると規定されておりのことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することいかがでしょうか。

【委 員】 (「異議なし」の声)

【仮議長】 ご異議がないようでございますので、指名推薦とさせていただきます。
どなたか推薦をお願いいたします。

【委 員】 会長には「阿久津善一委員」を推薦いたしたいと思います。

【仮議長】 ただ今、五月女委員から「阿久津善一委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委 員】 (「異議なし」の声)

【仮議長】 ご異議ございませんので、本協議会の会長には、「阿久津善一委員」に決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長が決定しましたので、これから進行につきましては、会長にお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 江連委員ありがとうございました。

それでは、ただ今会長に選出されました阿久津善一委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いしたいと思います。

【会 長】 ただ今、皆様方のご推薦により会長職を仰せつかることになりました阿久津善一でございます。本日、皆様方には、お忙しい中ご出席をいただき感謝申し上げます。

私も、これまでの議員としての経験から、国民健康保険については、医療費の増大や財源の問題などにより、厳しい事業運営を強いられている状況にあると認識しております。

また、医療保険につきましては、国において後期高齢者医療制度の廃止に向けた検

討がなされており、先日、その中間取りまとめ案が公表されたところであり、国民健康保険を含めた制度の改革が行われるようあります。

このような中にありますて、今後も、市民の皆様が安心して医療が受けられますよう、本協議会もその機能を十分に發揮して、本市国民健康保険事業が健全に運営できるよう努力していく必要があると感じております。

どうか委員の皆様方には、これまで以上にご支援、ご協力を賜りますよう、お願いいたしまして簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございました。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからのお進行につきましては、阿久津善一會長にお願いいたします。

【会長】 それでは、はじめに、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「福田智恵委員」と「稻野秀孝委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 「異議なし」の声

【会長】 ご異議ございませんので、「福田智恵委員」と「稻野秀孝委員」にお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

「報告第1号 平成21年度国民健康保険特別会計の決算状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 20年度と21年度の歳出の決算を比べた場合にどんな傾向があるのか教えてください。

【事務局】 20年度は制度改革があって19年度から比べると色々変更がありました
が、20年度と21年度はそれほど大きな違いはありません。

【委員】 あまり歳出も増えていないと考えていいですか。

【事務局】 特に歳出の中で大きいのが給付費ですが、それがだいたい歳出予算の3分の
2をしめてございます。その中でも、3ページにあります療養給付費が一番大きいです
けれど、21年度は20年度に比べて2.2%位の伸びで、昨年度は当初予算よりも少ないという状況でございます。

【委員】 歳入の方でお聞きしたいのですが、対予算現額割合で大きく違うところを丸
でくくってみて、理由をある程度自分なりにつけてみましたが改めて、なぜこれだけ
違うかご説明していただければと思います。1つ目が、60.7%の特定健診等の負
担金（国）です。次に、出産育児一時金補助金の84.5%，その次が、特定健診等
の負担金（県）60.7%，財産収入75.9%，繰入金のうち一般会計繰入金が7
3.4%とこの辺が大きくかい離していますので、出産が少なかったとか、健診は受
ける人が少なかったとか、自分なりに理由はたつのですが公式な見解としてこの会議
でご説明お願いします。

【事務局】 特定健診等につきましては、当初見込みよりも受診者が少なかったというこ
とで歳出の方も少なくなっており、歳入の方も少なくなっているということでござい
ます。それから、出産育児一時金の補助金につきましても先程の説明のように、10
月から4万円の加算がありますが、その内の2万円が補助金として入ってくるとい
うことでございますので、その時の見込み額よりも出産の数が少なかったということで
ございます。

続きまして財産収入でございますが、こちらは摘要の欄にございますように国民健
康保険給付基金運用の利子ということで、こちらの給付基金が平成20年度に取り崩
しを行った結果、現在2億円程度の保有額ということになっています。大きく金額の

方が減ってしまいましたので、利子の方も減ってしまったという状況でございます。

それから、一般会計の繰入金でございますが、理由としては一般会計繰入の中で法定外の繰入を行っておりまして、その内昨年度協議させていただいた内容にも係わつておりますが、財源が少し不足してしまったところがありまして、その分を一般会計から支援をしていただいたものがございます。

【委員】 一般会計繰入金は7億円位歳入が少なかったですが、歳出での総務費が出る部分ですが、財源の金額がおかしいのではないかと思います。話を聞くと、多かろう少なかろうと、職員の給付費を減らしたのか、事務のコピーを減らしたのかわかりませんし、運営協議会は昨年たくさんやったわけですから、どうしてこんなに減ったというか、見込みと総数が違うのかというのは財源不足の法定外繰入が減ったということとあわないと思います。歳出の職員給与費や一般事務費の減った分とこの一般会計繰入金の減った分がだいたい同じになるはずですけれども、先程の答えだと理由は違うような気がするのですがよろしいのでしょうか。

【事務局】 具体的に申しますと予算現額のうち、先程ご説明しました財源の支援分ですけれども、予算現額で11億5,000万円余を見込んでおりました。実際に、決算の時に繰入れた金額というのは6億6,000万円余ということでその部分が一番大きな理由でございます。

【委員】 5億円あまり足りなかったのは、法定外繰入金の財政の支援、ようは特別会計が足りなくなっているので、一般会計から支援していただく分が、実際は、5億円あまり約束よりも一般会計が助けてくれなかつたという認識でよろしいですか。

【事務局】 結果としまして、先程給付費がそれほど伸びなかつたというご説明をさせていただきましたが、そういう経緯がございまして結果として少なくて済んだということになります。

【委員】 歳出で保険給付費の差は10億円程の違いで、要は保険給付費が10億円少

なく済んだので一般会計からそれの半分位は助けがなくても済んだという結果的に調整されたということですか。

【事務局】 結果としてはそういうことになります。

【委 員】 わかりました。

【委 員】 歳出が伸びなかつたというのは、何か理由があるのか考えていらっしゃいますか。

【事務局】 先程の療養給付で申しますと、昨年度、新型インフルエンザが秋頃から流行りましたが、逆に季節性のインフルエンザにそれほどかからなかつたということがございました。報道でも、予防法が講じられたというようなことを言われておりますので、そういうことが要因としてあるのではないかと思います。年間を通してみますと年度の後半に給付費がそれほど伸びなかつたというような状況になってございます。

【会 長】 他にないようですので、ご意見、ご質問がございませんので次に移らせていただきます。「報告第2号 平成22年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委 員】 1の全体分のところで、1世帯当たりの課税額及び1人当たりの課税額は22年度減っていますが、これは、応能部分の所得割が減っているからで、課税は税率が上がった訳ではないので、要は所得が少なくなったので結果としては1世帯当たり、1人当たりの課税額が下がったというように考えてよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委 員】 次に、2の軽減額の内訳で、7割、5割、2割の軽減とあって所得に応じて低所得者に対しての負担軽減をしていると思いますが、この財源というのは、一般会

計又は、国の補助金によって支えられているのですか。

【事務局】 保険基盤安定制度というものがございまして、保険料軽減分と保険者支援分と2種類あるのですが、軽減分につきましては、県が4分の3を負担して、残り4分の1は市の一般会計からの繰入をすることになっております。

【委員】 最後に3の税率と賦課限度額ですけれども、平等割というのは世帯当たりの課税ということになっていますが、例えば私が、国民健康保険の被保険者であって妻もパートに出たが少し金額増えたので扶養から外れてこの国保に入った場合、2人で1世帯ですが、平等割は2人別々に払わなければならないのですか。

【事務局】 平等割につきましては、1世帯当たりの金額でございますので1世帯当たり2万円であれば2万円ということになります。

【委員】 私が今まで入っていて妻が扶養から外れて自分で国民健康保険に加入するけども、擬似世帯主で私は2つ課税されませんか。

【事務局】 平等割につきましては、先程申し上げたとおり1世帯当たりの金額でございますが、加入者が増えることによりまして所得割であるとか均等割の金額は増えることになりますが、平等割については1世帯当たり定額でございます。

【委員】 私自身が世帯主で、妻が独立し、扶養から外れて国保に別途加入しなければいけないとなった時、その妻に課税されるのは、所得割と均等割で平等割は課税されないのでですね。

【事務局】 こちらに書いてある医療保険分、後期高齢支援金分とございますが、所得割については、それぞれ1人ごとに計算して課税となり、また均等割についても1人当たりの金額になりますが、平等割については世帯で課税となります。扶養という概念はございません。

【会長】 他にご意見、ご質問がないようすで次に移らせていただきます。「報告第3号 宇都宮市国保経営改革プラン及び国保アクションプラン22」について事務局

の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 それでは、2つ程お聞きしたいことがあります。まず20ページの施策の目標ということで一般会計繰入金を減らす目標になっていますが、これは先程の議論をお聞きしていたところでは、給付費にすごく依存するものだと思うので、これを目標にするというということは、給付費がおそらく今より下がらないとこれは達成できないというように考えられるのですが、そういうことで無理がないかどうかということをお聞きします。それからもう1つは21ページのイの医療費の適正化ですが、1人当たりの医療費の増加率の現状値が平成20年と21年度の平均ということで3.6%，5年後に2.25%にもっていくという場合に、短期の目標は立てていらっしゃらないのですか。今年度の目標値が3.15%になっていますが実は、平成22年度で3%の診療報酬改定アップがあります。このアップは病院レベルのところでアップされておりまして、かなりの增收、給付費が増える要因ではなるのではないかという風に思われますが、これを見込んでたててらっしゃるか2つについてお聞きします。

【事務局】 まず1点の一般会計の繰入、給付費が一番重要だというご意見でございますが、まさにそのとおりで、やはり天が見方してくれればという部分もございます。しかしながら、我々保険者といたしまして収納率の方を重点的に頑張れば、少しでも近づくのではないかということで高い目標を掲げているところでございます。また、2点目の診療報酬が3%アップするという今のお話でございますけれども、今回のプランにつきましては、まったく変更のない条件でまず作ってございます。そうでないと、なかなか条件をかえるとこのプラン自体がすぐまとまらないということで、まず、条件は前回の条件のままでプランを作っております。

【委 員】 現実にもう4月からアップしているので通用しない数字になっている可能性はあると思います。今の話の中で、予測するのは難しいというのはあるのですが、病院に払っている額と診療所に払っている額の中で主なところをわければ、ある程度は予測がつくと思います。目標値が下がるということが大丈夫なのかなということです。

【事務局】 こちらにつきましてもアクションプランの中で見直しをかけてまいりたいと思っておりますので、医療費が高騰するにつきましても、アクションプラン23に反映をして対策を立てたいと思います。

【委 員】 診療報酬は4月から変わりました。そうしたら、医療費自体がこの4月から上がっているのだから、アクションプランでP D C Aやるのだったら、もう8月なので、本来ならこの部分が変わったからこうです、ということがこの紙の中で出て来ませんと今年度自体がすでにかい離していることになります。22年度はルールが変わったのだから、ルールが変わったように計算して表に出てきませんと、本当に3.6%から3.15%になるのですかという率直な委員の質問だと思いますので、23年度の時に書き直しますからということなのか、今年度本当にどうなのか次回までに出てくれるのか、ということを率直に委員にお答えすべき必要があると思います。

【事務局】 まず、22年度のアクションプランにつきましても、この運営協議会の中でご評価をいただくということでございますので、早速情勢が変わったということでそういういたものも含めまして、今年度から対応できるものについては対応するということで考えております。

【委 員】 収納率ですけれど、21年度は20年度よりも0.6%位減っていますが原因は何でしょうか。

【事務局】 収納率につきましては、リストラや雇用止めとかそういうものがやはり影響しております、かなり厳しい状況でございます。

【委 員】 他の市町村では子宮頸がんのワクチンをやっています。宇都宮市ではどのよ

うにお考えになっているのでしょうか。

【事務局】 子宮頸がんワクチンの助成でございますが、方針につきましては現在国において子宮頸がんワクチンの効果ですとか、期間ですとか、拒否反応ですとか、負担のあり方を検討している時期でございます。これはあくまでも情報でございますが、今日の報道によりますと厚生労働省が公費により助成をするような報道もされておりまして、国の動きを見ながら検討していくことでございますので、国がこのワクチンの状況を検証し、また公費負担のあり方が出されましたら本市の考え方をまとめていきたいと考えております。

【委 員】 子宮頸がんのワクチンですが、かなり感染症のコントロールに似ており、今、普通のがんに対するいろいろな予防策はやられていますが、普通のがんの場合は、高齢という要素がはいってきてしまうのでどこまで有効性があるかどうかわかりません。ただ子宮頸がんワクチンについては、ウィルスに対する免疫ということなので、完璧にお母さん世代というか、若い女性のがんが減るということになりますので、1～2年位ではあまりはつきりしたものは出てこないと思いますが、将来的には、必ず下げる要因にはなってくると思いますので、ご検討の場合は是非お考えいただきたいと思います。

【委 員】 議会の中でも要望する側と、役所を守る側でやっていまして、一般会計の中ではできないけれども国保の加入者に対してのサービスとして私はやってもよかったですと思いますし、それは昨年度も要望してきました。女性特有のがんといわれる乳がん、卵巣がん、子宮がんのがん検診の受診率の向上のためにも、お母さんが婦人がんの検診に行くのとその娘さんのワクチン接種を助成しますという形でお母さんの健康と、娘さんの健康の両方をカバーできるいい機会だったと思うのです。宇都宮市はいつも国の動向を見て、国がやるのだったらやりますという感じで、自分の負担がなければいいような、本当の意味での保険者としての立場であれば、私はこの女性のがんにつ

いて、お母さんと娘さんの両方を一体となってやって良かったと思います。予防関係では、おそらくこれが来年度の国の大玉になるのだろうけれども、お母さんががん検診に行き、同じところで娘さんがワクチン接種を半額とか、無料とかでできたらと思います。口座振替に申し込んだらこうなりますとこの後説明されると思いますが、そういうことではなくて、お薬の手帳を出すとか、何か健康という意味においての保険者としてのサービスが向上されるような形にこれから主眼がおかれますよう願っています。

【委員】 別紙2について1つだけお聞きしたいのですが、21ページの医療費の適正化ですけれども、26年度には増加率を2.25%にするということで、現在自然増というものが国レベルによると1兆2,500億位毎年増加するわけですが、そうした国全体としての見通しの中で、4年後にこの宇都宮市の目標というのがどうなのかということと、それから給付について言いますと栃木県というのは低いレベルにあります。宇都宮市も中核市の中では全国的には低いレベルだと思いますが、この目標をもし達成したとなると全国の中での給付の位置はさらに下がっていくわけです。それを目標としていいのか、それとも全国の中でのやはり平均的な給付状況というのも踏まえて考えるべきなのか、その方針といいますか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】 そうしたことにつきましても、計画の見直しをかけなければならないと思うます。ある程度今後のアクションプランを含めまして計画自体も、また見直しをかけなければならない時期が来ると思っておりますので、その時にさらにご意見をいただきながらより良いものにしたいと思っています。

【委員】 これはアクションプランにいれるような話ではないですが、21年度はそれほど医療費が増えませんでした。私共の病院の救急の搬送の状況を見ていると、2006年から頭打ちになっています。おそらく、医療費がどんどん増え続けるっている

ことは、政府も言っていますし皆さん頭の中もそうなっていると思います。その段階でインフルエンザによりそうとう若い人が医療機関にかかっている状況で、それが増えなかつたというところは、何かあるのではないかと思いますし、原因をよく調べていくと団塊世代の方々の前に赤ん坊が生まれなくなった戦争の時代があって、あまり大きい病にならないことがあると思います。また、団塊の世代の方は今60歳ちょっとですか、70歳を超えると亡くなる方が増えます。亡くなる方が増えるということは、亡くなった途端医療費がゼロになるということなので、そういうことを考えるとどんどん増え続けることはないのではないかと私は考え出しているところなのです。これは、国がそう認めている話ではないんですけど、今の話を聞いていると、多少は考えていた方がいいのではという感じもするので、まだはっきりした証拠があるわけではなく将来の話ですから、こうした状況があるということもよく頭の中に入れて、今後2~3年見ていただければだいたいわかるので、その辺も少し情報提供させていただきます。

【事務局】 大変貴重なご意見ありがとうございました。今後もこういったご意見につきましては、同じく保健事業をやっている保健所に情報提供しながら、さらにどういったものがいいか、検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

【委員】 保険税の所得割、均等割、平等割がありましたら、例えば、世帯主は社保で収入が多くなったために妻だけが国保に入るそうパターンがありますが、その場合に、その世帯主である社保の本人にも平等割の負担があるのですか。その場合は社保に入っているものの、国保の分も払わなければならないとなると、それは少し不合理ではないのかなと思います。

【事務局】 先程、他の委員さんからも質問がございましたが、夫婦で国保に加入する場合について、例えばだんな様がすでに国保に入っていて、その後奥様が入ってきた場合については、あくまでも世帯が一緒という考え方になりますので新たに奥様の分

の平等割を課税するということはございません。しかしながら、奥様に所得があつた場合は所得が変わりますので、世帯の合計所得で計算させていただくため、だんな様の所得と合算し計算し直すことになります。また均等割については、世帯の構成人数が増えますのでその分についても増えることになります。

【委員】 その場合、平等割についてはそのままですか。

【事務局】 そのままということになります。擬制世帯という言葉を使っておりますけれども、擬制世帯についても国民健康保険の平等割はかかるかということですが、あくまでも国民健康保険税につきましては、世帯課税ということでそれを受け条例で市が定めておりご負担いただくようになっております。

【会長】 委員からなければ事務局から何かありますか。

【事務局】 最後になりますけれども、資料の最後から2枚の「平成22年度分から国民健康保険税が軽減されます」というものと、国保アクションプラン22に基づく口座振替の推進ということで現在実施しております「国保も便利な口座振替」について、簡単にご説明させていただきます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

【委員】 収納率が非常に悪いという状況があり収納率を上げていくために口座振替ということなのですが、収納率が着実に上がっていくという見込みでいるのか、他にも収納率を上げるような取組はあるのか教えてください。

【事務局】 口座振替というのは収納率が高い方法でございまして、これが増えることで収納率が上がるるのは間違いありません。ただし、収納率全体を上げるには催告などが重要で、特に現年度を中心に催告をしてまいります。

【委員】 滞納繰越の収納率は、中核市では宇都宮市が第1位ということになっており

ますが、これまでの取組の中でもずっとこの位置を占めていたのか、またその原因についてもしあつたら教えてください。

【事務局】 滞納整理につきましては、どうしても過年度になってから行っている部分がございます。そうしたことからすると現年度が若干薄くなってしまいますので、今年度は早期対応ということで、現年度を中心に滞納整理をしてまいります。

【会長】 他にございませんか。ないようですので事務局から何かありますか。

【事務局】 先程、報告第1号の中で委員からのご質問について1点補足をさせていただきたいのですけど、資料2ページで予算現額と決算の額の差があるものという中で、財産収入、これは給付基金の利子が減っているという説明を先程させていただいたのですが、その理由につきまして確かに基金の保有額が減ったというのもあるのですが、単純に運用利回りの部分が当初の見込みよりも低かったということが、この結果になっているということで、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

【委員】 8月2日に国民健康保険税の引き落としがされたと思いますが、私達委員は大方何で8月が最初なのだとわかっていると思うですけれども、どうしても一般の方々は何で8月なのだろう、何で納期が年8回なのだろう、何故12ヶ月で均等に分けて少なくやってくれないのだろうという話がどうしてもあると思うのです。額が大きいから1回で払えない、滞納が増えてきて払えなくなれば相談受けますということですけれども、相談を受けるということであれば、最初の納付書に出すときにそういったことについて情報提供とかいうことが必要なのかも知れないし、これは、法律上やむをえないかも知れないけれども、住民税などと同じように均等にできるような形にならなければ、会計年度そのものが12ヶ月均等になるように、歳出と決算がずれても、本当にどちらが収納率向上になるのか、1回のお金を振り込むには、少ない方が確実に納付されるというような考え方にしていかないと難しいかと思います。それが1点で、もう1点が全部1回で引き落としになると3,500円奨励金を出し

ていると思いますが、課税限度額の方でも少ない方でもそうだと思います。一般会計から繰入をもらって財政安定基金をもらっている中で、こうしたことが今後どれ位続くのだろうか、あるいは本当に有効であれば続けていいし、逆にどんどん増やしていく話かも知れないけれども、費用対効果としてどの程度続けていくものなのかということについてそろそろ見解を出していかないといけないと思いますが、2点についてお聞かせください。

【事務局】 まず1点目の納期8期のことのございますけれども、先程課税について話しましたとおり、所得割は所得税が決まらないと我々の保険税も決まらないということで、税の確定が6月でございます。そのような関係でデータをもらってから課税するということで、7月が第1期の納期です。今回は、たまたま休みが入ったので8月2日ということになっております。そうしますと、7月からスタートしまして、年度内に終わるというところで8期に分けています。

もう1点の前納報奨金につきましては、2期の納付金額によりますので、全ての方が3,500円というわけではなくて、金額が高いと3,500円で頭打ちとなりまして、金額が少ない方は少なくなく、1,000円位の方もいます。前納報奨金をお出ししている方は全体の4分の1になりますので、そういう意味では収納率向上に大きく寄与しているということで、前納報奨金も継続してまいりたいと考えております。

【委員】 前納されている方は別として、75%の人達ですけれども新規に加入ではなく、3月、4月、5月、6月、7月の5ヶ月間保険税を払わなかつた期間は保険税の引き落としや、振込みにいかなくていい月だと思っています。その時にお金をプールしてもらえなかつたら、後でお金が足りない話になると思います。前年の所得の課税として4・5・6・7という形で先にやってもらって、改めて出てきた時に再計算というのは、それは事務として不効率になつてしまうのですか。均等になるべくいれてもらつた方がいいのかつていう考え方もあり、事務費との関係を踏まえて

どうでしょう。

【事務局】 委員のおっしゃるとおりかなり事務経費がかかります。データを2回処理することになりますのでそうしたことからも8期に分けております。

【委員】 最後に要望ですけれども、誰かから相談を受けた時、月々12回に分けたらもう少し楽になりますかとか、払えなかった時にそうなるならありがたいと言われまして、そちらにご相談差し上げて柔軟に対応してもらっています。そういう相談が関係者にいかなくとも一般の人もできますということを、是非、来年の8月の時には、そういう方々にもわかるようにしていただきたいと思います。以上です。

【事務局】 当初納付書には文字は小さいのですが事情のある方はと入っています。今後はわかるようにしたいと思います。

【会長】 他に質問がないようですので、事務局の方から何かありますか。

【事務局】 それでは最後に、今年度の会議の開会予定につきましてご案内申し上げます。それでは、お手元の資料の平成22年度国民健康保険運営協議会の開催予定という4番の資料をお開きしたいと思います。こちらに今年度の開催予定を記載しております。今年度、記載のとおり3回の協議会を予定しております。内容につきましてもこちらに記載のとおりでございます。次回の第2回でございますが、10月7日木曜日午後3時から同じ場所こちらの議会棟3階第2委員会室において、このような内容で開催させていただきますので皆様のご出席のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【会長】 他にないようですので、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。長時間熱心なご討議をいただきまして、本当にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 井久津孟一

委員 福田 順也

委員 猪野 駿洋